

# 障がい者基本法の改正について・その1

2010年1月22日

おお 谷 恭 子

障害者基本法を、障害者権利条約を国内で実効力あるものにするための

基本法と位置づけ、障がい者権利法に抜本的に改正する必要がある。(とりあ

えず、その1として提案します。)

## 1、基本法を障がい者の権利章典とすること

権利条約に明記された人権を国内法レベルで確認し、今後各関連法規に

おいて整備・保障されるそれぞれの権利の根拠となるべきものとする。

具体的には以下のことが不可欠となると思われる。

### (1) 前文を設け理念・哲学を指し示すこと

前文に基本法が権利条約を受けたものであることを明記し、法の

運用・解釈の指針を、障がい者の尊厳と人権の尊重にそうものとする

ことを確固たる理念・哲学をもって提示すること。

### (2) 権利法とすること

法の目的を、福祉の増進ではなく尊厳と人権の尊重の促進とし、福祉を

権利として位置づけること。

### (3) 権利の主体を明らかにすること

各条項を、障がいのある人が権利の主体であることを明らかにし、

法文上も「障がいのある人は・・・」と規定すること。

## 2、権利条約に確認された従来国内法には明記されていない概念を定義し、

今後各関連法令の改正の総則を規定すること。

具体的には最低限以下のことが不可欠になると思われる。

### (1) 障がいの定義を社会モデルとすること。

障がいの定義は、単なる概念の問題ではなく、広く国民に障がいとは

社会の関係で「発症」もしくは「軽減」するものであり、排他的な社会に

あっては障がいはより困難を伴い、逆に障がいのある人もない人も共

に生きる社会にあっては、障がいは軽減あるいは意識されることもない

ものとして啓蒙することを意識して規定すること。

### (2) インクルージョン

インクルージョンは、政府仮訳文では、「社会に受け入れられること」と

されているが、これを基本理念として確認すること。権利条約3条は、  
インクルージョンを権利条約全体を貫く一般原則とし、尊厳、非差別と  
同列に位置付けている。

インクルージョンの訳および定義については未だ確定したものはない  
が、これについても条約の理念に則り適切に規定する必要がある。

### (3) 合理的配慮

権利条約は障がいのある人の人権及び自由を確保するために社会に  
合理的配慮義務を課し、これが保障されていないことは差別であると  
明言した。これについても基本法に盛り込み定義を明確にする必要がある。

以上、障がいとは社会との関係によって生じるものであり、また障が  
いのある人を社会が受け入れなければならない、そのためには社会が障が  
いのある人のために合理的配慮をしなければならないこと、これを三位  
一体として国民が理解しうるように、基本法に盛り込む必要がある。

## 3、権利条約に確認された従来国内法では明記されていない権利（憲法13

条幸福追求権によって認められていたものを含む）について、明文で保障  
すること。

具体的には以下の権利についての規定が不可欠であると思われる。

### (1) 個人のインテグリティ（不可侵性）の保護

権利条約 17 条は障がいのある人の身体的・精神的なインテグリティ

（不可侵性）を尊重される権利を保障しているが、インテグリティの訳に

ついては、政府仮訳文が誤訳とも思われる内容であったことから、この訳

を検討したうえで、権利として定義し規定する必要がある。

### (2) 自立（自律）した生活及び地域社会で生活する権利

権利条約 19 条は地域社会で生活する権利を、その内容を含めて

具体的に保障している。これを基本法に盛り込むことは不可欠である。

### (3) 言語（手話）に関する権利

権利条約は手話を言語として位置づけ、手話の習得をアイデンティテ

ィ形成のための権利として位置づけている。ろう、盲ろうの人の教育に

についての権利（24 条 3 項 b、c）についても関連しているので、その前提

としても規定する必要がある。

## 4、権利主体として脆弱な女性および子どもについて、条項を設けること

### (1) 障がいのある女性



## (1) 差別の禁止

基本法3条3項は差別の禁止をうたっているが、差別の定義もなく、  
裁判規範性も有していない。よって、別条を設けて、合理的配慮の欠如も  
含め差別の定義を明確にする必要がある。なお、裁判規範性を有する差別  
禁止法の制定の必要性については、別途意見を述べることとする。

## (2) 教育

基本法14条は教育について「年齢、能力および障害の状態に応じ」  
保障するとしている。また3項においては、障害のある児童とない児童と  
の交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を  
促進しなければならないとしている。このように、わが国の学校教育法は  
原則分離別学となっている。しかし、これは権利条約がインクルーシブ  
教育を保障していることと決定的に抵触する。このことにより特別支援  
教育は、権利条約の理念に則り再編成されるべきである。

権利条約24条はインクルーシブ教育を保障し、障がいのある人が  
障がいを理由として一般教育制度から排除されないこと、自己の住む  
地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等

きょういく 教育にアクセスすることができること、こじん ひつよう 個人が必要とするごうりてきはいりよ 合理的配慮と

しえん いっぱんきょういくせいどない ほしょう 支援を一般教育制度内で保障している。またしゅわ ふく てきせつ げんごなら び 手話を含む適切な言語並び

にコミュニケーション手段でのきょういく ほしょう 教育を保障している。

よって、このじょうこう こくないほう 条項を国内法とするためには、がっこうきょういくほう かんれんほうき 学校教育法など関連法規を

げんそくとうごう あらた ひつよう 原則統合に改める必要があるが、そのぜんてい 前提として、い か ないよう ようし 以下の内容（要旨）

をきほんほう きてい 基本法に規定することがふかけつ 不可欠である。

① しょう 障がいのあるひと しょう 人は、しょう りゆう さべつ う 障がいを理由に差別を受けることなくきょういく う 教育を受

けるけんり ゆう 権利を有している

② しょう 障がいのあるこどもは、じこの す ちいきしゃかい しょう 自己の住む地域社会で、しょう 障がいのないこども

とわ へだ 分け隔てられることなく、きょういく う けんり ゆう ちいき しょうちゅう 教育を受ける権利を有し、地域の小中

がっこう がくせき ゆう しょうがく ほしょう こうこういこう きょういく 学校に学籍を有し、就学することを保障され、これは高校以降の教育

についてもじゅんよう 準用される。

③ しょう 障がいのあるひと（こども）は、こじん ひつよう おう ごうりてきはいりよ しえん 個人の必要に応じ合理的配慮と支援が

ほしょう 保障される。

④ しょう 障がいのあるひと（こども）は、とくべつしえんきょういく きぼう 特別支援教育を希望するときにはそ

れがほしょう 保障され、しょう 障がいのあるひと（こども）もしくはほごしゃ しょうだく 保護者の承諾な

くしてきょうせい 強制されることはない。

⑤ 盲、盲ろう、ろうの子どもこの教育きょういくは、個人こじんにとって最ももっと適切なてきせつ言語げんご

並びならにコミュニケーション手段しゅだんによってなされることを保障ほしょうする。

なおこの内容ないようは、「障がい者政策 P T 中間報告しやせいさくびーていーちゅうかんほうこく」の改革かいかく 17 項目こうもく「そ

の 6 共に学び共に育つ教育とも まな とも そだ きょういく てんかんに転換かきします」とほぼ重なる。

「学校教育制度がっこうきょういくせいどは、あらゆる段階だんがいにおいて障がい児しょうがいじが障がい児以外しょうがいじいがいの者ものと原則げんそく分けられず、インクルーシブ教育きょういく（共に学び共に育つ教育とも まな とも そだ きょういく）とすることを基本きほんとするとともに、障がい児しょうがいじ又はその保護者ほごしやが希望きぼうするときは、特別支援教育とくべつしえんきょういくを受けうけることを保障ほしょうする。

手話しゅわ、点字てんじ又は文字表記また もじひょうき（要約筆記ようやくひっき）等とうのコミュニケーション手段しゅだんの支援しえん、教材きょうざい、施設しせつ及び設備およ せつびとう等のバリアフリー化か、教職員きょうしよくいんの体制整備たいせいせいびなど、障がい児しょうがいじが学ぶ地域まな ちいまの学校がっこうも含む教育現場きょういくげんばでの支援体制しえんたいせいの強化きょうかを図るはか。

義務教育ぎむきょういくのみならず後期中等教育こうきちゅうとうきょういく（中等教育ちゅうとうきょういくのうち義務教育終了ぎむきょういくしゅうりょうご後おこに行われおこるものをいう。）及び高等教育等およ こうとうきょういくとうの教育制度きょういくせいどにおいても、インクルーシブ教育きょういくに相当そうとうする施策しきくを推進すいしんする。」

(その1、以上いじょう)